

南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定に基づき令和2年度及び令和3年4月1日における南知多町の人事行政の運営等の状況について、次のように公表します。

南知多町長 石 黒 和 彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(令和2年4月2日～令和3年4月1日)

採用者数	9人
退職者数	10人

(注)採用者数は、競争試験及び選考により採用した職員数です。
退職者数は、定年、自己都合等により退職した職員数です。

(2) 職員数(令和3年4月1日現在)

職員数	208人
-----	------

(注)職員数は、町長、副町長、教育長、県からの派遣職員2名及び再任用短時間勤務職員16名を除く常勤職員数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令3.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
16,992人	106億5,330万4千円	2億6,927万9千円	15億9,841万4千円	15.0%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれます。

(2) 職員給与費の状況(令和2年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
183人	6億4,210万7千円	9990万2千円	2億4,288万6千円	9億8,489万6千円	538万2千円

(注)職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	初 任 給	採用2年経過日 給料額
一般行政職(大学卒)	188,700円	201,200円
一般行政職(高校卒)	154,900円	165,900円

(注)採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額について掲げたものです。

(4) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料(令和3年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	253,867 円	306,500 円	354,200 円
高 校 卒	-	-	-

(注) 一般行政職とは、町職員の内、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いた一般的な業務に従事する職員です。また、数値の記載がない部分は、該当者がいない場合です。

(5) 級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
一般職	標準的な職務内容	職員	上級職員	主査 主任保育士	係長 主査 保育所長代理 主任保育士	主幹 保育所長	課長 主幹 保育所長	課長	部長 次長	
	職員数	33 人	74 人	17 人	37 人	11 人	14 人	6 人	4 人	196 人
	構成比	16.8%	37.8%	8.7%	18.9%	5.6%	7.1%	3.1%	2.0%	100%
技能 労務職	標準的な職務内容	調理員 用務員	調理員 用務員							計
	職員数	8 人	4 人							12 人
	構成比	66.7%	33.3%							100%

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	290,541 円	342,400 円	39.4歳
技能労務職	191,333 円	201,969 円	52.1歳

(注) 平均給与月額は、令和3年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計を令和3年4月1日現在の職員数で除したものです。

(7) 職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

・期末・勤勉手当(令和2年度支給実績)

区 分	期 末	勤 勉
6 月 期	1.300 月分	0.935 月分
12 月 期	1.250 月分	0.935 月分
計	2.55 月分	1.87 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置・・・ 有り		
令和2年度中の 一人平均支給額	753,709 円	564,893 円

・退職手当

区 分	自己都合	定年等
令和2年度中の 一人平均支給額	229 千円	19,400 千円

・特殊勤務手当

支給対象職種	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度決算)	5.7%
支給対象職員一人当たり平均支給月額 (令和2年度決算)	2,192 円
手当の種類(手当数)	4種類
代表的な手当の名称	防災手当

・時間外勤務手当

支給総額(令和2年度決算)	38,526 千円
職員一人当たり支給年額 (令和2年度決算)	203 千円

(注) 職員一人当たり支給年額は、令和2年度決算額を令和2年4月1日現在の職員数
(管理職手当受給職員を除く。)で除して算出した金額です。

・扶養手当

配偶者	6,500 円
配偶者以外	子1人につき10,000円 その他の者1人につき6,500円 高校生・大学生等の子については上記の額に5,000円加算

・住居手当

借家・借間居住者	16,000円を超える家賃に応じて最高28,000円
----------	----------------------------

・通勤手当

片道2km以上交通機関利用者	運賃相当額の範囲内で支給(上限55,000円)
片道2km以上自動車等使用者	5kmまで2,000円から自動車等の使用距離に応じて支給 (上限60km以上31,600円)

(8) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	報酬等の月額	期末手当		
町長	771,000 円	令和2年度 支給割合	6月期	1.70 月分
副町長	603,000 円		12月期	1.65 月分
教育長	553,000 円		合計	3.35 月分
議長	345,000 円			
副議長	262,000 円			
議員	237,000 円			

区分	退職手当		
町長	給料月額	$\times 39.2/100$	\times 在職月数
副町長	給料月額	$\times 23.5/100$	\times 在職月数
教育長	給料月額	$\times 19.1/100$	\times 在職月数

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場)(令和3年4月1日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 休暇の種類(令和3年4月1日現在)

区分	付与日数	区分	付与日数
年休	1年度につき20日	忌引	親族の区分により1~7日
出産	産前6週間及び産後8週間	父母の祭日	1日
育児時間	1日につき2時間以内	結婚	5日以内
子の看護	1年度につき5日以内	選挙権行使	必要と認める日数
骨髄移植	必要と認める日数	証人等出頭	必要と認める日数
ボランティア	1年度につき5日以内	妻の出産補助	2日以内
住居滅失	7日以内	夏季休暇	5日
交通遮断	必要と認める日数	リフレッシュ休暇	勤続20年の職員に3日以内
危険回避	必要と認める日数	育児参加による子の養育	妻の産前産後期間中に5日以内
短期介護	1年度につき5日以内	介護時間	1日につき2時間以内

4 職員の休業に関する状況(令和2年度中に新たに取得した職員数)

区分	男性	女性
育児休業取得者数	1人	3人
部分休業取得者数	0人	0人
計	1人	3人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和2年度）

(1) 職員の分限処分の状況

処分の種類	処分者数	理 由
休 職	4人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
降 任	0人	
免 職	0人	

(2) 職員の懲戒処分の状況

処分の種類	処分者数	処 分 事 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

6 職員のサービスの状況（令和2年度）

(1) 服務制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた職員としての義務等を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等において服務制度に係る研修を実施した。
また、随時、通知文書等により、服務規律の徹底を図っている。

(2) セクシュアル・ハラスメント対策

総務課を相談窓口として職場におけるハラスメントの防止等に努めている。

(3) 営利企業等への従事許可の状況

区 分	許可件数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの	0件
② 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの	77件
計	77件

(注) 会計年度任用職員を含みます。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和2年度）

(1) 研修の状況

研修区分	研修名等
一般研修 206人 (職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を修得する研修)	(1) 内部研修 新規採用職員研修、接遇研修、ハラスメント防止研修、障がい者しごとサポート研修 (2) 知多5町研修協議会 新規採用職員研修、一般職員前期研修、一般職員後期研修、係長研修 (3) 市町村振興協会研修センター 課長研修、課長補佐研修、部長研修
特別研修 18人 (一般研修以外の研修で、職務の遂行に密接な関係のある知識及び技能を専門的に習得する研修)	(1) 市町村振興協会研修センター メンタルヘルス研修、クレーム対応研修、コーチング研修、募集チラシの作り方研修、接遇研修指導者養成研修、女性組合員向け健康セミナー、ライフプラン講座、地方税研修、不当要求防止責任者講習 (2) その他研修機関 共済事務研修会、メンタルヘルス講座、ライフプラン講座、不当要求防止責任者講習、安全運転講習会、年金説明会
派遣研修 2人 (職員を他の教育研究機関等に派遣し必要な知識及び技能を修得する研修)	日本経営協会 愛知県実務研修

(2) 勤務成績の評定の概要

人事評価制度に基づき、全職員を対象とした勤務成績の評定を実施している。

目的	本人評価と評価結果通知による公正で透明性のある評価の実現及び目標管理や面談による効果的な人材育成と組織マネジメント能力の向上を図ることを目的とする。
制度の概要	本人による評価(能力・実績)に基づき、育成面談を合わせた1次評価を実施後、2次評価を実施し、部署間の最終調整を経て、最終評定点にて評語(「A」から「E」の5段階)を決定する。評語「A」及び「B」の人員は、課長以上で「A」10%以内、「B」30%以内、それ以外の職員で「A」5%以内、「B」20%以内としている。
評定日	1月
設定期間	4月1日～翌年3月31日
対象者	南知多町職員定数条例による職員全員とする。ただし、欠勤、休職、停職、長期出張、その他これに類する事故等のために長期にわたり職務に従事しない場合、又は新規採用、上位の職へ昇任若しくは勤務替等のために公正な評定を行うことができないと認められる場合は対象者より除く。
実施人数	193人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和2年度）

(1) 共済組合負担金

（地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく地方職員共済組合等に対する地方公共団体の負担金:普通会計)

執行額	一人当たりの負担額
200,026,154 円	1,020,542 円

(2) 職員互助会

（職員の相互共済及び福利増進を図るため全職員が加入する職員互助会に対する補助）

町補助金額	会員数
0 円	204人

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効率的に推進するために、南知多町職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者(副町長)を組織の長とする安全衛生管理体制を整備している。

イ 職員健康診断

区 分	対象職員数	受診者数	未受診者
定期健康診断	228 人	70 人	5 人
人間ドック		153 人	

ウ 健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、検診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防、治療対策、心の健康問題について職場の健康管理研修会、共済組合等の相談窓口を活用して保健指導を実施している。

また40歳以上の指導該当職員に対し、保健師または管理栄養士による特定保健指導を実施している。

区 分	支援者数	指 導 内 容
動機付け支援	6 人	①初回面接 ②6カ月後効果測定・評価
積極的支援	8 人	①初回面接 ②毎月電話、メール等の支援 ③6カ月後効果測定・評価

(4)職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

負 傷				疾 病				合計
自己職務遂行中	出張中	その他	計	公務上の負傷に起因する疾患	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	計	
2件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	2件

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	合計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金

(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく地方公務員災害補償基金に対する負担金:普通会計)

金 額
1,166,589 円

9 公平委員会の業務の状況(令和2年度)

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置要件件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

(注)公平委員会の事務は、愛知県に委託しています。